

**令和8年度生野区多文化共生共創プロジェクト実施に向けた  
(仮称) 多文化共生共創チームの設置に関する連携に係る募集要項**

## 1 目的

大阪市生野区は区民の約4人に1人が外国籍であり、都市部における外国人住民比率が日本で一番高いまちである。また、住民の国籍の数も約80か国にのぼるグローバルタウンでもある。

当区では、区の地域性を活かし、グローバルタウンの先進都市として、どの国の人も安心して暮らすことができる共生のまちをめざし、共生社会の構築に向けて重点的に取り組んでいく必要がある。

令和6年度においては、生野区内に在住する外国人住民の実態と抱える問題を把握とともに、共生社会の実現に向けた支援施策の提言を求めるため、「生野区における外国人住民との共生社会実現に向けた調査・施策検討業務委託」(以下「調査事業」という。)を実施し、9つの政策分野において、33の施策の柱と121の事業化案の施策提言を受けたところである。

今般、調査事業の結果を踏まえて、生野区の多様な国籍や文化的背景を持つ住民が互いに理解し合い、外国人住民が地域社会に参画できる環境づくりを構築し、共生社会の実現及び生野区全体の地域活性化を図ることを目的とする「生野区多文化共生共創プロジェクト」の実施を予定している。事業実施にあたっては、多様なセクターとの連携により行い、行政だけでは対応しきれない社会課題について、民間の専門性、機動性、柔軟性を活かし、多様な相互連携により、従来の行政サービスでは実現できなかった価値の創出を目指す。

このことから、「生野区多文化共生共創プロジェクト」を実施するために、まずその実施主体となる当区と多様なセクターで構成される(仮称)多文化共生共創チームを設置する必要がある。

本募集要項は、「生野区多文化共生共創プロジェクト」の趣旨に賛同し、当区との連携により(仮称)多文化共生共創チームを設置し、(仮称)多文化共生共創チームの代表的な構成員となる事業者(以下「連携事業者」という。)を募集し、選定するために必要な手続きを定めるものとする。

### <参考>

令和6年度外国人住民との共生社会実現に向けた調査報告について

<https://www.city.osaka.lg.jp/ikuno/page/0000656850.html>

## 2 資格要件

連携事業者は、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (5) 本業務を履行できる体制が整備されていること。
- (6) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (8) 納税義務者にあっては、直近1ヵ年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (9) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (10) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(9)の条件を満たす事業者同士とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
- ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、連携の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
- イ 参加申請以後、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- オ 単独で参加した事業者は、共同事業者の構成員となることはできない。
- カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。
- (11) 後述する選定会議において、連携事業者として選定された後、当区と「生野区多文化共生共創プロジェクト実施に向けた(仮称)多文化共生共創チームの設置に関する協定書(案)」(以下、「協定書(案)」という。)を締結できること。
- (12) (仮称)多文化共生共創チームの構成員として活動できること。
- ※ 上記の要件を満たさない参加者の提案は審査の対象としない。また選定後に上記要件を満たさないことが判明した場合、選定を取り消すものとする。なお、選定の取り消しがあった場合には、選定会議の審査により落選となった参加者の中から、繰り上げ補充により選定する場合がある。

### 3 協定書(案)

当区と連携事業者との間で締結する協定書(案)は、別紙のとおりとする。ただし、協定書(案)第3条第1項各号の連携事項については、本募集における提案内容を踏まえ、両者で協議のうえ決定するものとする。なお、協定締結後の本協定に基づく各当事者の取組みは、いずれも無償とする。

### 4 募集提案

#### (1) 募集する提案の要件

生野区の地域性を理解し、調査事業の報告書の内容及び当区の「生野区多文化共生共創プロジェクト」実施に向けた想定スケジュールを勘案したうえで、次のすべての要件を満たす提案とする。また、提案内容は公(生野区役所)と民の役割分担が明確に分かるようにすること。

- ① (仮称)多文化共生共創チームの設置構想がわかるもの  
(仮称)多文化共生共創チームの構成員に生野区役所と提案者を含めたうえで、次の項目を提案すること。また、将来的には設置する協議体が財政基盤を整え、自走化することを目指している点を踏まえた提案とすること。
- ア (仮称)多文化共生共創チーム(協議体)の将来的な自走化を想定した制度設計及び運営手法

- イ 想定する構成員（固有名詞ではなく属性でも可）及びその役割  
ウ その他（仮称）多文化共生共創チームの設置に必要な事項
- ② 「生野区多文化共生共創プロジェクト」で実施する取組み内容がわかるもの  
取組み内容については、調査事業の報告書に基づき当区において多様なセクターとの連携により取組むべきと判断した次の項目を具体化すること。具体化にあたっては、取組みの成果目標を設定すること。なお、次の項目に加えて、新たに提案することは差し支えない。
- ア 公民連携による外国人住民のための総合的な多言語対応相談窓口の設置・運営  
総合的な相談窓口の機能として、日常生活の困りごとをはじめ、社会保障制度の相談や居住の相談など多岐にわたる相談内容に対して、多言語対応により適切な手続きの案内や支援機関への案内ができる専門性を有することを想定している。なお、常設の窓口よりも効果的と思慮する場合は臨時の窓口設置の提案も可能とする。
- イ 公民連携による生野区民のための外国人に関する相談体制の構築  
区政運営及び区において実施される事務事業について意見を述べ、区政を評価する場である生野区区政会議や広聴窓口、市民の声において、外国人の自転車マナーやゴミ出しマナーの向上など外国人との共生に関する課題が提起されている。このことからも生野区民のために外国人に関する相談体制を設置し、その相談内容を「多文化共生共創プロジェクト」の事業内容・改善に反映できる仕組みの提案を求める。
- ウ 公民連携による外国人住民が地域社会に参画する仕組みづくり  
外国人住民が地域の担い手として参画し、地域で暮らす外国人住民同士や地域住民と外国人住民が、相互に支え合うことができる仕組みや相互交流の機会創出など更なる重層的な出会いや交流が生まれる提案を求める。

## (2) 提案内容の効力

- ① 前項①  
協定書(案)第3条第1項各号の連携事項における具体的な取組みの基礎資料とする。ただし、協定に基づき実施する取組みであることから、協議により変更となる可能性がある。
- ② 前項②  
多文化共生共創プロジェクトの取組み内容の基礎資料とする。ただし、協議体で実施する取組みであることから、協議により変更となる可能性がある。

## (3) その他

提案にあたっては、(仮称)多文化共生共創チーム設置後、「生野区多文化共生共創プロジェクト」の事業費として、生野区役所から(仮称)多文化共生共創チームに対して、800万円(生野区振興・親善・観光大使のジョーブログのジョー氏による寄附金)を上限とする分担金の拠出を予定している点を踏まえること。

なお、多文化共生共創プロジェクトは協議体で実施する取組みであることから、当該分担金以外の資金や資源の活用が想定され、総事業費は必ずしも800万円に限定されるものではない点にも留意した提案内容とすること。

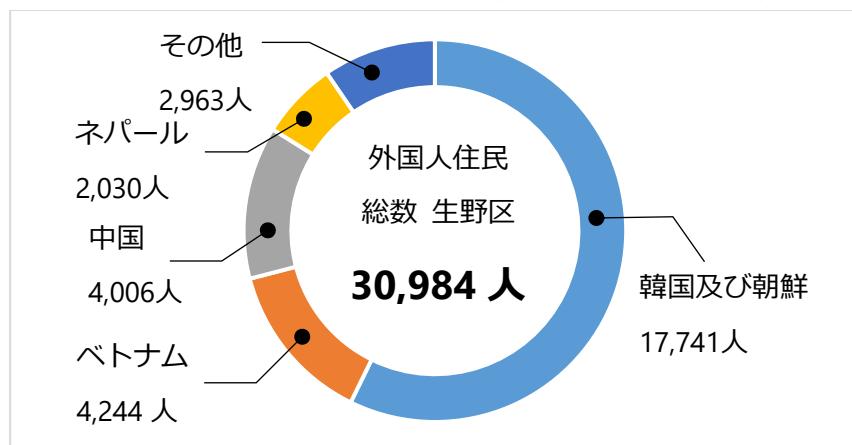
ただし、分担金は、令和8年度大阪市一般会計予算の成立をもって拠出されるものであることから、予算が成立しない場合には、分担金の拠出はない。

<参考>

生野区における外国人住民割合（令和7年9月末現在）



生野区における外国人住民の国籍割合（令和7年9月末現在）



（仮称）多文化共生共創チームの設置想定スケジュール

令和8年4月～7月末：協定に基づき、当区と連携事業者において（仮称）多文化共生共創チーム設置に向け、規約作成や参画企業等の選定

令和8年8月～：（仮称）多文化共生共創チームを設置し、生野区多文化共生共創プロジェクト開始

## 5 スケジュール

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| ・ 公募開始                   | 令和8年1月22日（木）   |
| ・ 質問受付締切                 | 令和8年1月30日（金）   |
| ・ 質問に対する回答（ホームページ掲載）     | 令和8年2月12日（木）予定 |
| ・ 参加申請関係書類の提出期限          | 令和8年2月20日（金）   |
| ・ 参加資格決定通知               | 令和8年2月25日（水）予定 |
| ・ 企画提案書の提出期限             | 令和8年3月2日（月）    |
| ・ 企画提案会（プレゼンテーション）の開催予定日 | 令和8年3月16日（月）予定 |
| ・ 選定結果通知                 | 令和8年3月中旬頃予定    |
| ・ 協定締結                   | 令和8年3月下旬頃予定    |

## 6 参加手続き等に関する事項

### (1) 質問の受付

#### ア 受付期間

公募開始日から令和8年1月30日（金）午後5時30分まで

#### イ 提出方法

質問票（様式1）に記載のうえ、大阪市生野区役所企画総務課あてEメール：[ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp](mailto:ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp)で提出すること。なお、提出の際は、「件名」に「【質問：令和8年度生野区多文化共生プロジェクト連携事業者募集】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

#### ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年2月12日（木）（予定）に生野区ホームページに掲載する。なお、質問がなかった場合は、あらためて掲載は行わない。

### (2) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

#### ア 提出書類

##### 【単独法人等】

- (ア) 連携事業者募集参加申請書（様式2-1）
- (イ) 連携事業者募集参加申請にかかる誓約書（様式3）
- (ウ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
- (エ) 使用印鑑届（様式5）
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヶ月以内のもの：原本】
- (カ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】
- (キ) 直近1カ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】
- (ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 直近1カ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）  
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

※（キ）及び（ク）は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※（エ）から（ケ）は、参加申請時点において、本市入札参加資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）

##### 【共同事業体】

- (ア) 連携事業者募集参加申請書（様式2-2）
- (イ) 連携事業者募集参加申請にかかる誓約書（様式3）
- (ウ) 共同事業体届出書兼委任状（様式4）
- (エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
- (オ) 使用印鑑届（様式5）※代表構成員のみ
- (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヶ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
- (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヶ月以内のもの：写し可】

(ク) 直近 1 カ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）の納税証明書【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可：】

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】

(コ) 直近 1 カ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

ただし、会社設立 1 年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

(サ) 共同事業体協定書（写し）

※ (イ)、(エ) 及び (キ) から (コ) は、構成員となるすべての事業者が提出すること。

※ (ク) 及び (ケ) は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※ (オ) から (コ) は、参加申請時点において、本市入札参加資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式 4 承認番号を記載すること）

イ 提出期限

令和 8 年 2 月 20 日（金）午後 5 時 30 分まで（必着）

ウ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先までメールで提出すること。

エ 参加資格決定通知

全ての参加申請者に対し、令和 8 年 2 月 25 日（水）（予定）に様式 2-1 又は 2-2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(3) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 連携事業者募集に係る企画提案書

（様式 6-1（単独法人等用）又は 6-2（共同事業体用））

(イ) 事業計画・方針（様式 7）

(ウ) 企画内容（様式 8）

イ 提出部数

正本（上記 6 (3) ア：1 部（記名したもの））

副本（上記 6 (3) ア：4 部）

※ 副本には記名せず、提案者を特定できる箇所（提案者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時 30 分まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記 9 へ提出先まで提出すること。持参のほか送付での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 企画提案会（プレゼンテーション）に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や疑義は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験者を有する外部の者で構成する。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和8年3月16日（月）午後 生野区役所会議室（予定）

※詳細は、上記6（2）エの参加資格決定通知に記載する。

※日程については変更となる可能性がある。

イ 実施場所

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

大阪市生野区役所 会議室

ウ 内容・方法等

・ 上記6（3）アの提出書類を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。

なお、資料の追加・変更は認めない。

・ 1事業者あたり30分程度（うち説明20分以内、質疑応答含む。）とし、参加者は1事業者あたり3名以内とする。共同事業体の場合も3名以内とする。

※実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

評価項目	審査内容	配点
事業計画・方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・本連携の目的等を十分に理解し、課題解決に資する方針や創意工夫等が盛り込まれているか。</li><li>・十分な専門的知識やノウハウ、企画力等を有し、連携事項を効果的・効率的に行うことができる能力を有しているか。</li><li>・具体的かつ実現性の高いスケジュールとなっているか。</li></ul>	20点
企画内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・企画内容の実現可能性は高いか。</li><li>・本事業目的につながるような事業が計画されているか。</li><li>・具体的な成果に結びつくような提案となっているか。</li></ul>	40点
当区との連携	<ul style="list-style-type: none"><li>・連携事項の実施にあたって当区との緊密な連携が可能か。</li></ul>	20点
継続性	<ul style="list-style-type: none"><li>・中長期的（3～5年）な視点で連携事項を継続実施できるか。</li></ul>	10点
地域特性・先駆性・先進性	<ul style="list-style-type: none"><li>・生野区の地域特性を理解し、それを生かした先駆的かつ先進的な連携事項となっているか。</li></ul>	10点
合計（委員1名あたり）		100点

ア 審査にあたっては、令和8年度生野区多文化共生共創プロジェクト連携事業者選定会議（以下「選定会議」という。）において、上記の審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、全委員の平均評価点により、最優秀提案事業者を選定する。

なお、その評価点数が全委員の平均で 60 点に満たない場合は、選定対象とはしない。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が 2 名以上（同点）の場合

- ・ 「企画内容」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。
- ・ 「企画内容」項目合計の得点が同じ場合は、「事業計画・方針」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。
- ・ 「事業計画・方針」項目合計の得点も同じ場合は、「当区との連携」項目合計の得点が高い者を受注予定者とする。

ウ 合計点が最も高い提案者の評価の平均が 100 点満点中 60 点未満の場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加決定されていない者が提案を行うこと

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと

ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接問わず、故意に接触を求めるこ

エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと

オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合

（ア）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

（イ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（ウ）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

ケ プレゼンテーション審査を欠席すること

### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対して、令和 8 年 3 月中旬（予定）に様式 2-1 又は 2-2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、生野区役所ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

## 8 その他

（1）企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

（2）採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

（3）すべての提出書類は返却しない。

（4）提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

（5）期限後の提出、差し替え等は認めない。ただし、区役所より指示があった場合はこの限りでない。

（6）本募集は連携予定事業者の選定を目的に実施するものであり、協定締結後の連携については、本市と協議を行い決定する協定書に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。

（7）参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴

力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の参加は無効とする。

- (8) 連携予定事業者と協定を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に、契約交渉を行うことができるものとする。ただし、合計の評価の平均が100点満点中60点未満の者を除くことがある。
- (9) 協定書（案）の締結後、連携を速やかに開始し、当区と協議のうえ、必要な協力・調整ができる体制を構築すること。

#### 9 提出先、問合せ先

担 当： 大阪市生野区役所企画総務課

住 所： 〒544-8501

大阪市生野区勝山南3丁目1番19号

T E L： 06-6715-9990

E メール： [ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp](mailto:ikuno-keiyaku@city.osaka.lg.jp)

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日を除く。